

議 事 録

会議の名称	令和3年第1回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年1月25日(月) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第6号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について (10) 報告第4号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年第1回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第1回本庄市農業委員会総会議案 3 令和3年第1回総会事務局連絡事項
------	--

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 議事日程に従いまして、進めさせていただきます。 まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。 ただ今から令和3年第1回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さまこんにちは。本日は緊急事態宣言発令中ですが、お集まりいただきましてありがとうございます。来月の7日までということですが、このまま感染された人の数が下がっていけば良いのかなと思います。 また、このような状況で農地利用最適化で私達が集まる場もなくなってしまい大変申し訳なく思っております。農地利用最適化ですが、今できることを今やっておけば、後の人のためにつながるのではないかと思います。 本日、皆様のおかげで最後の総会を迎えることができました。本当にありがとうございました。感謝の言葉をもって挨拶に代えさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。 本日、永尾委員、宮部委員、清水文夫推進委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中17名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中24名の出席となっておりますことをご報告いたします。これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。 私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし、の声)

	<p>それでは、本日は2番小川委員及び3番前原委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告4件であります。</p> <p>まず、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第1号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるところでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、贈与による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	8番立石が報告します。1月23日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、小山川沿いにあり、栗崎大橋の北側に位置しております。渡人は東京に住んでお

	<p>り、受人に贈与したいということです。受人は本人と妻の2人で農業を営んでおります。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第2号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第2号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページから9ページをご覧ください。今回の申請件数は、22件です。田14筆及び畑26筆の面積合計69,281㎡の利用権設定でございます。</p> <p>それらのうち、7ページのNo.12から9ページのNo.22までの11件については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとさ</p>

	<p>れており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、浅見委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第2号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第2号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第3号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第3号議案を説明いたしますので、10ページをご覧ください。</p> <p>第3号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、11ページから13ページまでをご覧ください。借受希望者の公募に応募した担い手の方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地が 田9筆、畑11筆、面積合計で40,254㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおり3</p>

	<p>名となっております。</p> <p>14ページにつきましては、耕作者が変更となる土地で、田1筆、面積、2,760㎡でございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第3号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第3号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第4号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第4号議案を説明いたしますので、15ページをご覧ください。</p> <p>第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、16ページ及び17ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 田8筆、畑10筆、面積合計で33,436㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率</p>

	<p>的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第4号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第4号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第5号議案を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、19ページをご覧ください。申請件数は、5件で、その内訳は、所有権移転4件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告をいたします。1月22日倉林永次委員と、現地確認をして参りました。20ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は小山川の千本桜橋から300メートルぐらい西に向かった場所に位置しております。申請事由は太陽光発電施設用地です。周囲は太陽光発電施設があり、周辺の農地には影響もなく、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅及び作業場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2についてですが、永尾委員が本日欠席ですので、武政委員から報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>永尾委員が不在のため、武政より報告させていただきます。1月19日永尾委員と共に現地確認をしました。21ページ5-2の地図をご覧ください。</p>

	<p>申請地は児玉高校から北へ約400メートル、八高線の線路と女堀川の間にあります。申請人は建築業を営んでおり、自宅近くで建築資材の搬出入を行いたいそうです。また、敷地には住宅の他に大工の作業場を建築し、作業をする予定です。周辺は農地もありますが、宅地化が進んでおり、転用に当たっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、鈴木広子委員の報告をお願ひいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木より報告させていただきます。1月24日に笠原推進委員と現地確認をしました。22ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は南大通り線の南側、国道462号線西富田歩道橋の信号西側300メートルほどの場所に位置しています。申請事由は建売分譲住宅用地です。申請人は畑2筆と隣接する雑種地1筆を買い受け、建売住宅2棟を建設する計画です。近隣周辺は住宅が立ち並んでおり、周辺農地へ支障をきたす恐れもないことから転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-4については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4についてですが、宮部委員が本日欠席ですので、田島委員から報告をお願いいたします。</p>
田島委員	<p>宮部委員が不在のため、田島より報告させていただきます。1月23日に宮部委員と現地確認を行いました。23ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は八高線の線路の南側、児玉警察署から北へ200メートルほどの場所にあります。申請事由は自己用住宅用地であり、用途地域は準工業地域です。周辺は宅地化が進んでおり、農地へ支障をきたす恐れはないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしく願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、19ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅</p>

	<p>用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年12月10日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、倉林永次委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号5について、私から報告いたします。1月22日倉林永次推進委員と現地確認をしました。24ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、昨年の12月に農振農用地から除外された農地です。総合文化会館セルデイから南に500メートル、第三金屋公会堂から西50メートルに位置します。申請事由は分家住宅用地です。東側は農地に面しておりますが、集落にも接続された農地で、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>整理番号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。事務局に申し上げます。倉林永次委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第6号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。事務局より説明願いま。</p>
事務局長	<p>第6号議案を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。</p> <p>第6号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、ご説明申し上げます。</p>

本議案につきましては、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による非農地区分につき、別紙の対象地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査等により確認した荒廃農地のうち、再生利用が困難と見込めるものについて、農地に該当するか否かの判断の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

対象地については、26ページから29ページまでをご覧ください。件数は、60件でございます。土地の所有者及び対象地は記載のとおりです。対象地は田6筆及び畑54筆で、その内訳は児玉町高柳地内の畑5筆、児玉町小平地内の田5筆及び畑36筆、児玉町太駄地内の畑1筆、児玉町元田地内の田1筆及び畑7筆、児玉町河内地内の畑5筆の、面積合計48,485㎡でございます。

なお、対象地位置図は、30ページから39ページまでとなります。

先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。

また、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。

その判断の条件としましては、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。

ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継

	<p> 続して利用することができないと見込まれる場合となっております。 例年ですと、利用状況調査及び荒廃農地調査を兼ねて、農業委員会と市（農政課）と共同で一緒に農地パトロールを実施していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年7月に、まずは委員さん達により、それぞれの担当地区において農地パトロールを実施して頂き、それを基に、事務局及び農政課職員で再確認を行いました。その結果、今回の案件であります60筆は、いずれの土地も、森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地として、B分類と判定された農地のうち、周辺の土地と一体的に山林化している状況で、所有者の確認が取れている農地を対象としています。 なお、対象地の所有者の方には、昨年12月に、農業委員会において対象地を農地に該当するか否かの判断を行うことになる旨の「非農地判断に係る事前通知」を送付しております。 また、本総会において、農地に該当しないと議決された場合は、土地所有者へ「非農地通知書」を送付いたします。併せて、事務局では、農地台帳から削除して台帳を整理することになります。 以上で本議案の説明を終わります。 </p>
<p>議長</p>	<p> ただいま、事務局より説明がありましたが、木村委員につきましては、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。 （退席後） 第6号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。 （なし、の声） それでは、お諮りいたします。 第6号議案については、対象地を農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。 （異議なし、の声） ご異議ございませんので、第6号議案については、農地に該当しないことに決定いたしました。 事務局に申し上げます。木村委員の復席をお願いします。 （復席後） 以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 </p>

	まず、報告第1号を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>報告第1号を説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、41ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第2号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第2号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第3号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第3号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、45ページから50ページまでをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、18件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第4号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	報告第4号を説明いたしますので、51ページをご覧ください。

	<p>報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、52ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和3年第1回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年1月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席	○		久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席	○	仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	欠席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	欠席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	欠席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇